

夜間金庫規定

令和2年8月1日

第1条 この規定の取引に係る契約の成立

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第1条の2 利用目的

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用して下さい。

第2条 利用方法

- (1) この夜間金庫を利用するときは、当金庫所定の入金伝票を使用して下さい。
- (2) 入金には、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)を、入金伝票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋(以下「入金袋」という。)に入れ、その入金袋を施錠し夜間金庫に投入して下さい。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。
- (3) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用明細票を受取って下さい。

第3条 手数料

1. 利用手数料

- (1) 毎年3月15日(休日の場合は翌営業日)に翌年度分を指定口座から一括引落しによりお支払い下さい。但し、初年度の手数は、契約日の属する月を1ヶ月とし、その月から最初に到来する3月までの月割り計算によりお支払い下さい。
- (2) 一時使用の場合は、別に定める入金袋一時使用手数料を前払いでお支払い下さい。

2. 夜間金庫入金帳発行手数料

夜間金庫入金帳発行手数料については、別に定める夜間金庫入金帳発行手数料をお支払い下さい。

3. 一時使用手数料

一時使用の場合は、利用料金(月額×該当月数)、入金袋代、夜間金庫入金帳発行手数料をお支払い下さい。

利用料金(月額)は暦日30日までの使用で1ヶ月分をお支払い下さい。

また、30日を超える使用については、30日単位に利用料金(月額)をお支払い下さい。

第4条 預金の受入処理

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

第5条 入金袋等の返却

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取って下さい。

第6条 鍵の保管等

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行って下さい。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第7条 鍵、入金袋の喪失・毀損

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当金庫に届出て下さい。なお、この場合、修理費、再製費又は錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

第8条 損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じて、当金庫は責任を負いません。

第9条 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当庫はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第10条 解約等

- (1) この契約は、本人または金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返却して下さい。
- (2) 当金庫は使用手数料未納または6ヶ月以上未使用の場合は、この契約を解約することができるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。
 - ①借主が夜間金庫使用申込時にした表明・確認に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当庫の信用を毀損し、または当庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第11条 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第12条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第13条 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める制定日または改定日から適用するものとします。

以上